

内閣参質一〇二第三八号

昭和六十年六月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員秦豊君提出大韓航空機撃墜事件についての政府の新たな答弁に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出大韓航空機墜事件についての政府の新たな答弁に関する質

問に対する答弁書

一及び二について

政府は、昭和五十八年十月に来日した国際民間航空機関（ICAO）調査団に対し、自衛隊のレーダー記録に基づく航跡図を資料として提供するとともに高度等についても適宜口頭による補足説明を行った。同調査団に提供した資料には当該レーダー航跡が自衛隊のどのレーダーサイトの記録に基づくものかは記されておらず、また、補足説明においても自衛隊のレーダー記録が稚内レーダーサイトの記録のみによるものであるとの説明を行ったことはない。

三から九までについて、調査団が自衛隊のレーダー記録を基に、自衛隊のレーダー記録が稚内レーダーサイトの記録のみによるものであるとの説明を行ったことについては、昭和六十年五月十四日、自衛隊のレーダー記録上、大韓航空機の高度及び速度等については、昭和六十年五月十四日

内閣参質一〇二第三五号の答弁書の「二、三及び五について」において述べたとおりである。なお、記録の詳細な仕組み等を具体的に説明することは、レーダーの性能を明らかにすることになるので差し控えたい。

また、本件に関するレーダー記録については、回答弁書で述べたとおり、各レーダーサイトごとの探知状況は示されていない。

大韓航空機のトランスポンダーの応答波については、自衛隊のレーダー記録上、コード千三百の記録がある。

十について

御指摘の数値は、当時の国会における質疑に関連して明らかにしたものである。